

特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、「埼玉県測量作業共通仕様書」「埼玉県公共測量作業規程」等に定めるもののほか、この業務委託に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の業務委託に適用する。

- (1) 業務名：市道幹第21号線測量業務委託
- (2) 業務箇所：狭山市 大字中新田 地内

(業務の目的)

第3条 市道幹第21号線拡幅整備に必要な基準点測量、現地測量および、応用測量業務を行うものである。

(業務委託の内容)

第4条 本業務の内容は次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-------|----|
| (1) | 基準点測量 | 一式 |
| (2) | 地形測量 | 一式 |
| (3) | 応用測量 | 一式 |
| (4) | 打合せ | 一式 |

(その他)

第5条

- (1) 業務契約後、速やかに業務着手すること。
- (2) 受注者は作業着手前に、作業方法、使用する主要な機器、要員、日程等及び測量に必要な状況を把握し測量内容の作業計画を立案し、監督員へ報告することとする。境界確認等、隣接地権者等との立会い調整を行う際は、監督員と調整の上対応すること。
- (3) 沿道等の住民から苦情、意見等があったときは速やかに監督員に報告しなければならない。また、重大な事故が発生した場合は直ちに報告しなければならない。
- (4) 出する成果品は報告書(A4版)1部、電子データ(CD-R)1式を提出するものとする。
- (5) この特記仕様書に定めのない事項又はこの特記仕様書の各条項について、疑義が生じた場合は必要に応じて発注者及び受注者で協議の上定めるものとする。

- (6) 受注者は本業務の完了後といえども、受注者の失策または不備が発見された場合は速やかに図書の訂正をしなければならない。これに要する経費は受注者の負担とする。